

弁当等に関する食品販売の規制の在り方について

食品販売に係る規制

弁当販売については、食品衛生法に規制がなく、東京都では独自に、食品製造業等取締条例（以下「条例」という。）において、取締規制を行っている。

食料品等販売業【許可制】

- 弁当類
- そう菜類
- 乳製品
- 食肉製品
- 魚介類加工品
- その他の調理加工を要しないで直接摂食できる食品

行商【届出制】

- 弁当類
- そう菜類
- 菓子
- アイスクリーム類
- 魚介類及び加工品
- 豆腐及び加工品
- ゆでめん類



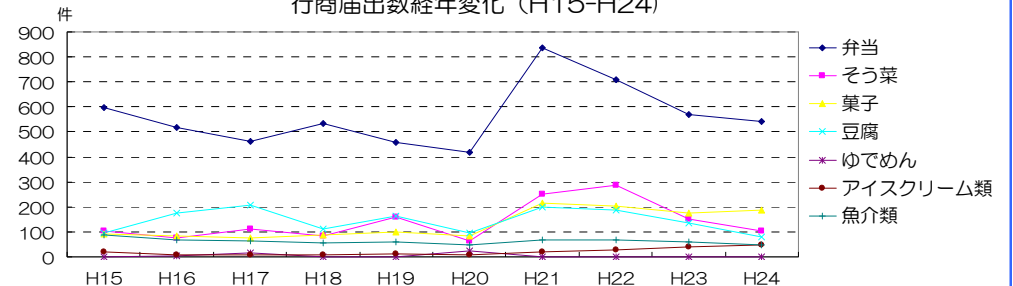
現状

○都心オフィス街でワンコイン昼食を求めるサラリーマンの増加

○路上における弁当行商は、特に都心部のオフィス街に集中

○自動車で弁当を運搬し、多数の行商人を動員して、組織的に大量の弁当を販売する等の事業者が増加

行商届出数経年変化（H15-H24）



食品販売に係る課題

- (1) 弁当行商の販売形態が、本来の人力による小規模な形態と乖離
- (2) 屋外かつ施設を有しない行商による弁当の移動販売は、温度管理の不備等の衛生上の問題が懸念
- (3) 食品の販売については、販売形態の違いにより許可制と届出制が存在同一食品の販売でありながら、規制のレベルが異なり、リスクに応じた規制の在り方について、制度全体の見直しが必要

都区市検討会

設置：特別区からの検討会設置要望

開催：平成25年4月～8月 計5回

(1) 調査・検討

◆路上販売に係るリスクの把握（実態調査）

①製造～販売の実態調査⇒制度の遵守状況

②細菌検査による衛生実態⇒路上販売のリスクに関わる科学的データ収集

◆リスクと衛生基準の比較検討

(2) 検討結果を踏まえ、衛生面における問題点を明確化

食品安全審議会

実態を踏まえ、弁当等の食品の販売に関して、安全性を適切に確保するための合理的な規制の在り方について諮問

弁当行商に係る経緯

〈昭和28年〉条例制定

行商人（業として菓子類、豆腐、魚介類等に移行しながら販売する）は、保健所に届出

〈昭和37年〉条例改正

- にぎりめし、赤飯、豆腐等による食中毒が多発したため、販売業の許可業種として、弁当類又はそう菜類販売業を追加
- 行商に弁当類を追加（興行場等で、にぎりめしの行商があった）

〈平成10年頃〉路上での弁当販売の増加

都心3区（中央、千代田、港）のオフィス街で行商人による弁当立ち売り増加

〈平成12年〉条例改正

- 行商人が移行せず、自動車で行商人に弁当を供給する営業の増加
- 行商の定義を明確にして、監視指導を強化
- 改正後：人力により移行しながら販売（人が一人で運搬できる量を取り扱うことをいう）

〈平成17年～19年〉

- 無表示、無届、固定化等の問題があり、都区市検討会で検討
- 「弁当類の行商に関する衛生確保について」通知発出
- さらなる監視指導の強化